

浦安市データ連携基盤導入業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年4月9日

浦安市 総務部 情報政策課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、本市における標準準拠システム間の円滑なデータ連携を実現するため、「浦安市データ連携基盤導入業務委託」の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

浦安市データ連携基盤導入業務

(2) 業務内容

「浦安市データ連携基盤導入業務委託提案依頼書」のとおりとする。

(3) 履行期間

構築委託期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

保守委託期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限額

令和 7 年度（構築委託料） 税込 74,808,000 円

令和 8 年度から令和 12 年度まで 年額 税込 10,692,000 円 以内。

なお、保守委託は構築後 60 か月とする。

(5) 履行場所

浦安市役所庁舎内及び市が指定するデータセンターとする。

(6) 事務局

浦安市 総務部 情報政策課

TEL：047-351-1111（代表） 内線 12404

TEL：047-712-6145（直通）

Email：johos@city.urayasu.lg.jp

2. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に

登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。

※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格申請すること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。
- (8) I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

3. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 4 月 9 日(水)
説明動画の公開	令和 7 年 4 月 11 日(金)
質問の締め切り	令和 7 年 4 月 16 日(水) 午後 5 時
質問への回答	令和 7 年 4 月 23 日(水)
提案書受付期間	令和 7 年 4 月 23 日(水) から
応募締め切りおよび提案書の提出期限	令和 7 年 4 月 30 日(水) 午後 5 時まで
第 1 次審査結果の通知	令和 7 年 5 月 9 日(金) 予定
第 2 次審査ヒアリングの実施	令和 7 年 5 月 16 日(金) 予定
審査結果の公表	令和 7 年 5 月下旬 予定
契約協議・契約の締結	令和 7 年 6 月上旬 予定

4. 応募手続

(1) 募集の実施

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 7 年

4月23日（水）から令和7年4月30日（水）午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「浦安市データ連携基盤導入業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2. 概要、（6）」で示したメールアドレスにEメールで提出する。

なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和7年4月9日から令和7年4月16日午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和7年4月23日から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年4月30日（水）午後5時まで

イ 受付時間

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

ウ 提出先

浦安市 総務部 情報政策課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参するか書留郵便による郵送をすること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

また、提出した書類は審査終了後、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には返却する。

オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、応募様式集のとおり作成し、9部（正本1部、副本8部）提出すること。

また、電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

5. 審査の手続

(1) 第1次審査

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、別紙1「第一次審査基準」に基づき応募書類を審査し、評価の高い上位5者を選定する。なお、応募者数が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(2) 第2次審査

選定委員会は、別紙2「第二次審査基準」に基づき、提出された提案書及びヒアリング内容等について審査を行い、最高点を獲得した応募者(価格点、機能点及び提案点の合計において、満点の70%以上を獲得した者に限る)を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、価格点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

(3) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年5月16日(金)に実施予定。

時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者、

責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明25分以内(プロジェクターの使用も可)、及び質疑応答20分程度の45分程度を予定とする。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。

(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

(4) 選定結果の通知公表

ア 第1次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。

イ 第2次審査の結果については、第2次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市ホームページで公表する。

(5) 契約協議及び契約

ア 市は、第2次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム構築業務等にかかる契約を行うものとする。

イ 前項の協議が整わない場合は、第2次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

6. 提出書類の取り扱い

(1) 応募者から提出された書類は、本業務の契約が成立するまでは事業者選定委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とする。ただし契約成立後は受託事業者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。

- (2) 受託事業者にならなかった応募者の提出書類は、本市において破棄するものとする。
ただし、希望者には返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。
また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

7. その他

- (1) 提案書に本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - ア 複数の提案をしたもの
 - イ 虚偽の記載をしたもの
 - ウ 談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 説明動画は浦安市のホームページで公開します。

第 一 次 審 査 基 準

評価項目	判 断 基 準	配 点
応募者の実績 (様式 4-1)	業務実績を評価する。 「データ連携基盤導入」の実績(地方公共団体における実績数の多少、規模の大小等)を相対比較し、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20
実績報告書の 取組み内容、特性、特徴、コンセプト等 (様式 4-2)	取組み内容、特性、特徴、コンセプト等が、本市の要求や構想に合致しているか、また採用することで、効果の向上が見込まれるか、将来性があるか等について、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20
提案依頼書の 理解度 (提案書)	提案書が、本市が提示した提案依頼書を理解し、提案依頼書に沿った内容となっているか、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20
提案書の具体性 (提案書)	提案書内容がわかりやすいか、具体性があるか、曖昧な表現が無い等について、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20
課題に対する 提案の貢献度 (提案書)	提案書に、提案依頼書「1.2 課題」に掲げる本市の課題に対する具体的な提案・提示があるか、次の 5 段階で評価する。 ①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20
合 計		100

第 二 次 審 査 基 準

区 分	審 査 基 準	配 点 (配 分)																	
機能点	提案依頼書「別紙6 機能要件一覧」の回答結果により採点する。ただし、ヒアリングの結果により、評価が変更される場合がある。 1. 業務機能要件一覧に対する評価 <table><tr><th>評価</th><th>基 準</th><th>配点</th></tr><tr><td>対応可 (重要)</td><td>パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能</td><td>5 点</td></tr><tr><td>対応可</td><td>パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能</td><td>3 点</td></tr><tr><td rowspan="2">代替方法</td><td>別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が 100 万円未満の場合</td><td>2 点</td></tr><tr><td>別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が 100 万円以上もしくは見積額が提示されていない場合</td><td>1 点</td></tr><tr><td>対応不可</td><td>要件を実現できない場合</td><td>0 点</td></tr></table> 機能点 = 上記 1 及による評価結果合計点 ÷（機能要件一覧項目数 × 5 ） × 配点	評価	基 準	配点	対応可 (重要)	パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能	5 点	対応可	パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能	3 点	代替方法	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が 100 万円未満の場合	2 点	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が 100 万円以上もしくは見積額が提示されていない場合	1 点	対応不可	要件を実現できない場合	0 点	150 (30%)
評価	基 準	配点																	
対応可 (重要)	パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能	5 点																	
対応可	パッケージ標準機能（パッケージを用いない場合は構築するシステム）で実現可能	3 点																	
代替方法	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が 100 万円未満の場合	2 点																	
	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が 100 万円以上もしくは見積額が提示されていない場合	1 点																	
対応不可	要件を実現できない場合	0 点																	
提案点	別添「提案点評価表」によって評価する。 ※各評価項目の採点は、5 点～0 点の 6 段階の算出とする。 <table><tr><th>点数</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>5 点</td><td>非常に優れている</td></tr><tr><td>4 点</td><td>優れている</td></tr><tr><td>3 点</td><td>普通</td></tr><tr><td>2 点</td><td>やや劣っている</td></tr><tr><td>1 点</td><td>劣っている</td></tr><tr><td>0 点</td><td>提案なし</td></tr></table> 提案点 = 上記による評価結果合計点 ÷ 満点の合計 × 配点	点数	判断基準	5 点	非常に優れている	4 点	優れている	3 点	普通	2 点	やや劣っている	1 点	劣っている	0 点	提案なし	250 (50%)			
点数	判断基準																		
5 点	非常に優れている																		
4 点	優れている																		
3 点	普通																		
2 点	やや劣っている																		
1 点	劣っている																		
0 点	提案なし																		

価格点	次の計算式に基づき、価格点を算出する。 1. 全応募者の中で、提案額合計が最小の応募者 価格点 = 満点 2. 上記以外の応募者 価格点 = 上記応募者の提案額合計 ÷ 提案額合計 × 配点 ※提案額合計とは、初期導入経費提案額と経常的経費提案額の合計とする。 ※算出した値の小数点以下1位を四捨五入して算出した整数値を点数とする。	100 (20%)
合 計		500